

〔報告第1号〕

会 務 報 告

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの会務の概況を、下記のとおり報告いたします。

令和6年2月19日

愛媛県町村会長 河野 忠康

記

◎ 会 議

1 総 会

(1) 定 期 総 会

第76回定期総会は、3月18日午後4時から「ANAクラウンプラザホテル松山」で県内9人の町長の出席を得て開催した。

総会は、佐川会長の挨拶にはじまり、次いで荒木全国町村会長からのメッセージ披露並びに祝電披露を行った。

次に、事務局から総会の議事に入る旨を宣言し、規約第11条の規定に基づき、佐川会長が議長席に着き、議事録署名人に岡本松前町長、小野植内子町長を指名し、次のとおり議事を進行した。

(報告第1号)「令和4年本会会務報告」、(報告第2号)「令和4年度本会一般会計補正予算(第1号)」、(報告第3号)「令和4年度本会一般会計補正予算(第2号)」を事務局から報告し一同了承。

最後に、議案第1号から議案第4号を審議した。(議案第1号)「令和5年度本会事業計画」、(議案第2号)「令和5年度本会会費の分賦方法」、(議案第3号)「令和5年度本会一般会計予算」、(議案第4号)「令和5年度本会特別会計予算」の4議案を一括上程し、審議の結果、異議なく原案どおり決定され、午後5時13分閉会した。

(2) 愛媛県町村会と愛媛県町村議会議長会との意見交換会

午後5時30分から「ANAクラウンプラザホテル松山」で、愛媛県町村議会議長会との合同で開催した。佐川会長の挨拶に始まり、来賓の中村愛媛県知事、愛媛県議会議長代理の西原愛媛県議会総務企画委員会委員長の祝辞の後、来賓を囲んで意見交換会を行った。河野愛媛県町村副会長が閉会のことばを述べ、午後7時30分終了した。

2 臨 時 総 会

○第1回臨時総会

4月25日「愛媛県自治会館2階会議室」において開催した。

〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 任期満了に伴う会長の選任について
- 2 (議案第2号) 任期満了に伴う副会長の選任について
- 3 (議案第3号) 任期満了に伴う理事の選任について
- 4 (議案第4号) 任期満了に伴う監事の選任について

4 議案について協議の結果、全会一致で下記のとおり役員が決定した。

会 長 河 野 忠 康 久万高原町長 (新任)

副会長 高 門 清 彦 伊方町長 (新任)

理 事 清 水 雅 文 愛南町長 (再任)

理 事 佐 川 秀 紀 砥部町長 (新任)

監 事 兵 頭 誠 亀 鬼北町長 (新任)

(任期 令和5年6月6日から令和7年6月5日 2年間)

○第2回臨時総会

6月26日「愛媛県自治会館2階会議室」において開催した。

〈議 事〉

- 1 (認定第1号) 令和4年度愛媛県町村会一般会計歳入歳出決算
- 2 (認定第2号) 令和4年度愛媛県町村会特別会計歳入歳出決算
- 3 (議案第1号) 令和4年度愛媛県町村会特別会計利益処分

3 議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ認定又は決定された。

3 正副会長会

○6月26日「愛媛県自治会館」において「令和5年度第1回正副会長会」を開催した。

4 理 事 会

○本会規約第23条の規定に基づき第1回理事会を書面審議で開催した。

〈議 事〉

(議案第1号) 令和4年度愛媛県町村会一般会計補正予算(第1号)

書面審議の結果、原案のとおり決定された。

○2月10日「愛媛県自治会館2階会議室」において第2回理事会を開催した。

〈議 事〉

- 1 (議案第1号) 令和5年度愛媛県町村会事業計画
- 2 (議案第2号) 令和5年度愛媛県町村会会費の分賦方法
- 3 (議案第3号) 令和5年度愛媛県町村会一般会計予算
- 4 (議案第4号) 令和5年度愛媛県町村会特別会計予算
- 5 (議案第5号) 令和5年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算

5 議案について事務局から説明があり、協議の結果、それぞれ決定された。

〈その他〉

(1) 愛媛県町村会第76回定期総会について

(2) その他

各団体役員就任状況について

事務局から内容を説明し、一同了承した。

○本会規約第23条の規定に基づき第3回理事会を书面審議で開催した。

〈議 事〉

(議案第1号) 令和4年度愛媛県町村会一般会計補正予算(第2号)

书面審議の結果、原案のとおり決定された。

5 全 員 連 絡 会

○4月25日 令和5年度第1回開催

〈県庁各課等からの提出議題協議事項〉

1 ねんりんピック愛顔のえひめ2023の協力依頼について

2 第76回全国植樹祭(令和8年春 開催予定)について

3 愛媛県救急安全センター事業(#7119)について

4 令和5年度町等公平事務委託費の負担について

〈報告事項〉

1 令和5年度事務局体制について

2 令和5年度四国四県町村長・議長大会について

3 全日本自治団体労働組合(自治労)愛媛県本部からの要請書について

〈協議事項〉

1 令和5年度町職員研修会実施計画について

2 国内外の先進自治体視察研修会(町長国内外行政調査)実施について

〈その他〉

次回の本会臨時総会並びに全員連絡会開催について

○6月26日 令和5年度第2回開催

〈連絡事項〉

愛媛県市町振興課からの連絡事項について

〈報告事項〉

日本自治体労働組合総連合(自治労連)愛媛県本部からの要請書について

〈協議事項〉

町長海外行政調査(韓国)について

〈その他〉

次回の本会全員連絡会開催について

○8月24日 令和5年度第3回開催

〈報告事項〉

1 全国町村会長の選挙について

- 2 全日本自治団体労働組合(自治労)愛媛県本部の要請書について
- 〈協議事項〉
- 1 県・町連携によるふるさと納税増加策について
 - 2 町長海外行政調査(韓国)について
- 〈その他〉
- 次回の本会全員連絡会開催について

6 四国四県町村長・議長大会

9月28日午後2時30分から、「湯元こんぴら温泉華の湯 紅梅亭」において、四国四県の連携をより強化するために、四国四県の町村長・議長ら137人が一堂に会して開かれた。

大会は、山神香川県町村議会議長会副会長の開会のことばがあり、四国四県町村会・議長会を代表して谷川香川県町村会長の挨拶ののち、池田高知県町村会会長が「宣言」を朗読し、決定。

次いで、池田香川県知事、新田香川県議会議長、吉田全国町村会会長及び渡部全国町村議会議長会長からのお祝いのメッセージが披露された。

次に協議に入り、議長に春田徳島県町村議会議長会長を選出。次いで各提出議題の審議に移り、本県議長会副会長の久保内子町議会議長から「農林水産業・地域の活力創造について」を説明した。次に、そのほか別項の議題について、各県代表からそれぞれ提案理由を説明し、審議の結果、いずれも採択され、次項の「決議(案)」を河野本県町村会会長が、「特別決議(案)」を岩垣高知県町村議会議長会副会会長が朗読し、同じく採択された。更に、丸尾香川県町村会副会会長が特別決議として「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議」を朗読し、採択された。

次に、昨年に引き続き、四国四県の魅力を発信するため共同アピールとして「四国八十八箇所霊場と遍路道について」を、高門本県町村会副会会長が説明し、実現に向けて積極的に活動を展開するよう、満場一致で決定された。

なお、決議事項の実行運動方法等については、四県の町村会会長並びに議長会会長に一任された。

最後に、玉井徳島県町村会会長から閉会の挨拶があった。

閉会后、記念講演に移り、元佐賀県武雄市長の樋渡啓祐氏から「10年を過ぎても色褪せない地方創生 ～武雄市長時代の軌跡～」と題して、講演があった。

《四国四県町村長・議長大会提出議題》

- 1 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 医療・福祉施策の充実・強化について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について
- 4 四国地方の交通基盤等の整備促進について
- 5 農林水産業・地域の活力創造について
- 6 脱炭素社会の実現に向けて

宣 言

四国には、四国八十八箇所霊場をはじめ、世界に誇れる独自の歴史・文化が根付いている。

また、多島美の瀬戸内海、黒潮躍る太平洋、美しい山々、素晴らしい田園風景など美しく豊かな自然があり、日本の故郷の原風景が脈々と受け継がれている。

我々町村は、それぞれの地域が持つ豊かな自然、そこに暮らす人々の営み、そこから生まれた風習や伝統文化を大切にしながら、新たな価値を付加し、魅力ある地方を創生していかなければならない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症は、今年 5 月から感染症法上の位置づけが 5 類に変更となったが、今なお各方面に甚大な影響を及ぼしている。

さらに、四国地方においては、急速な少子・高齢化の進展、大都市圏への人口流出などにより、農林水産業をはじめとする地域経済のみならず、集落活動や地域文化の担い手不足などで、地域活力は低下の一途を辿っており、特に、中山間地域や離島においては、買い物や移動手段といった生活面での不安も抱え、近い将来、集落の消滅さえ危惧されている。

この非常に困難な状況を打開するべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもとに、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々、四国 57 町村長と議長は、人々がふるさとに誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた地域社会を実現するため、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和 5 年 9 月 28 日

四国四県町村長・議長大会

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること
- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること
- 1 南海トラフ地震対策等、防災・減災対策の充実・強化を図ること
- 1 四国地方の交通基盤等を整備促進すること
- 1 農林水産業の振興対策及び地域の活力創造を積極的に推進すること
- 1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること

以上、決議する。

令和 5 年 9 月 28 日

四国四県町村長・議長大会

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和 22 年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院

は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、3度の合区による選挙が実施された。

その結果、比例代表に新たに「特定枠」が導入されたものの、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少など、合区を起因とした弊害が顕在化したままである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

については、早急に、憲法改正等により「合区の解消」を行い、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とすることを強く求める。

以上、決議する。

令和5年9月28日

四国四県町村長・議長大会

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議

今年5月から感染症法上の位置付けが5類に移行した新型コロナウイルス感染症については、基本的な感染防止対策の徹底や複数回のワクチン接種など、医療従事者をはじめ、事業者や関係団体、国民が一丸となって、感染防止対策への取組が続いている。

四国地方においては、医療資源が乏しい地域も多く、感染拡大により地域全体の医療崩壊が危惧されるとともに、長引くコロナ禍で、観光業、飲食業、農林水産業など幅広い業種において、かつてないほどのダメージを受けるなど、医療提供体制の確保とともに、事業や雇用を守るための更なる支援の継続・強化が課題となっている。

こうした中、我々町村は、住民の安全・安心を確保し、暮らしへの影響を最小限とするため、地域における最善の方法を選択し、全力を挙げて様々な取組を進めている。

我々、四国57町村の町村長と町村議会議長は、全国町村会及び全国町村議会議長会と協調し、5類に移行したとはいえ、今後の感染状況によっては、ワクチン接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に全力を傾注していく決意である。

国においては、国民の命と健康を守るため、引き続き、新型コロナウイルス感染症への徹底した対策を実施するとともに、地域経済や住民生活への甚大な影響を踏まえ、中小企業・小規模事業者や農林水産業者などの経営の継続と、地域住民が安定した日常生活を送ることができるよう、下記事項に係る各般の対策を確実に講じていただくよう、強く求める。

記

- 1 医療・介護・福祉等の提供体制の充実・強化を図ること
- 1 地域経済の再生・回復に向けた万全な対策を講じること
- 1 万全な地方財政対策を講じること
- 1 子育て・教育支援施策を講じること
- 1 国庫補助事業の柔軟な対応を講じること
- 1 孤独・孤立対策の充実・強化を図ること

以上、決議する。

令和5年9月28日

四国四県町村長・議長大会

「四国八十八箇所霊場と遍路道」に関する共同アピール

「四国遍路」は、徳島・高知・愛媛・香川の4県をつなぐ空海ゆかりの八十八箇所霊場をループ状に巡る全長1,400kmの壮大な寺院巡礼である。

この巡礼は、古くから一般庶民に定着し、それを地域社会が「お接待」と呼ばれるおもてなしの心で支えている。

遍路の基となる「思想・信仰」、実践する「場」、さらにそれを支える地域の「お接待」の三者が一体となった「遍路文化」は、空海が四国霊場を開創したとされる西暦815年から、1,200年余の長きにわたり脈々と受け継がれてきた。

こうした「遍路文化」に象徴される「四国八十八箇所霊場と遍路道」は、平成27年に文化庁により日本遺産として認定されているが、日本国内のみならず世界的に見ても普遍的価値のあるもので、人類全体の遺産として次代に引き継いでいくべきものであり、まさに、世界文化遺産にふさわしいものと言える。

四国の産官学民の関係団体は、四国遍路世界遺産登録推進協議会を設立し、国から示された課題の解決に向けた取組を進めており、平成28年8月には、文化庁に対して構成資産の保護措置や普遍的価値の証明などを盛り込んだ提案書を再提出したところである。

我々としても、引き続き国に対して、「四国八十八箇所霊場と遍路道」を長大なエリアに及ぶ生きた文化遺産として、この文化遺産が効果的に保存・承継できるよう、世界遺産候補暫定一覧表へ早期に追加記載することを強く求めるものである。

今後、我々は、関係者との連携を強化し、一層の機運の醸成に積極的に取り組むとともに、すべての人を温かく受け入れてきた「四国遍路」の素晴らしさを幅広く周知するなど、世界遺産登録に向け、四国が一体となって取り組むことを強くアピールする。

令和5年9月28日

四国四県町村長・議長大会

7 副町長会・総務課長会議

○2月3日午後1時30分から「愛媛県自治会館2階会議室」において令和4年度総務課長会議を開催した。

協議事項は次のとおり。

- (1) 愛媛県市町振興課からの連絡事項
 - ・人事行政について
- (2) 各町からの提出議題（情報交換テーマ）について
 - ・マイナンバーカードの取得促進方法について
 - ・アフターコロナにおける住民・事業者等支援について
 - ・テレワークについて

- ・有給休暇の取得推進の対策について
- ・職員研修の実施計画等について
- ・会計年度任用職員制度の運用について
- ・障がい者認定を受けた職員への対応について
- ・投票率向上等の取り組みについて
- ・公用車による期日前投票所制度の導入について
- ・選挙区における投票区の実情について
- ・投票所への交通手段の確保が難しい有権者の投票機会の確保について
- ・支所の夜間・休日の閉鎖状況について
- ・庁舎の宿直業務について

(3) 愛媛県町村会等について

(4) その他

- ・次期開催について

○ 11月10日午後2時30分から「愛媛県農業共済組合」において令和5年度副町長会・総務部課長会議を開催した。

協議事項は次のとおり。

(1) 愛媛県市町振興課からの連絡事項

- ・会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について
- ・令和5年度人事院勧告・報告について
- ・マイナンバー保険証の利用推進について

(2) 各町からの提出議題（情報交換テーマ）について

- ・ふるさと納税の寄附増額に向けた取り組みについて
- ・公金収納等事務に要する経費負担について
- ・選挙公報の発行について
- ・不当要求行為等の対応・対策について
- ・自治会等の統廃合について
- ・新型コロナウイルス感染症の5類変更後における休暇等の取り扱いについて
- ・職員間のコミュニケーション対策や健康管理について
- ・職員のメンタルヘルス対策について
- ・職員採用試験にかかる町内出身者等の募集対策について
- ・専門職（保育士）の確保について
- ・RPAの導入状況について
- ・ChatGPT等の生成AIの活用検討について
- ・会議等の議事録の公表と傍聴可能な会議資料の取扱いについて

(3) その他

- ・次期開催について

8 その他の会議

(1) 系統町村会等開催会議

- 1月25日 全国町村会 政務調査会臨時行政委員会
1月26日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会
会、全国町村職員生活協同組合総代会
3月 2日 都道府県町村会政務担当職員研修会
23日 全国町村会政務調査会
4月13日~14日 全国町村会都道府県事務局長会議、全国町村会都道府県町村会事務局長
研修会
5月 8日 四国四県町村会長・事務局長会議
11日~12日 災害共済事業等事務研修打合会
26日 全国町村会政調幹事会
6月12日 本会会計監査
15日 全国町村会 政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務
連絡会議
16日 全国町村会政務調査会・理事会・都道府県町村会長会・全国町村職員生
活協同組合総代会
7月 6日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会
25日 四国四県町村会・町村議会議長会 合同事務局長会議
27日 (一財)全国自治協会評議員会、全国町村会理事会・都道府県町村会長
会・全国町村職員生活協同組合総代会
" 四国四県町村会長・事務局長意見交換会
9月 6日 全国町村会 災害共済事務連絡会議
7日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会
14日~15日 災害共済関係事業等加入推進及び火災予防運動等関係事務打合会
10月19日 全国町村会理事会・都道府県会長会
" 全国町村会政務調査会全体会議・行政委員会
11月14日 全国町村会理事会・都道府県町村会長会・全国町村長大会運営委員会
15日 全国町村長大会
12月 7日 中国・四国各県町村会災害共済事務連絡会議
13日 四国四県町村会事務連絡会議

(2) 各種関係会議

- 1月18日 中央教育審議会初等中等教育分科会(第138回)
23日 第76回全国植樹祭第2回愛媛県準備委員会
25日 令和4年度第3回子どもの愛顔応援県民会議(書面開催)
31日 愛媛県人権教育協議会支部長・加盟団体長及び事務局長会
2月 2日 令和4年度愛媛保証事業審議会
" 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進本部会議

- 2月 5日 愛・野球博フィナーレイベント～dreams for the future～
6日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
8日 ねんりんピック愛顔のえひめ2023 第4回総務・企画専門委員会
15日 令和4年度愛媛県献血推進計画策定検討委員会
16日 (公財) 愛媛県消防協会 令和4年度第3回定時理事会
17日 令和4年度交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部運営会議
22日 第3回愛媛県地域日本語教育調整会議
27日 中央教育審議会初等中等教育分科会・第12回幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 (Web会議)
28日 (一社) 愛媛県農業会議 2月定例常設審議委員会
3月 1日 (公財) 愛媛県畜産協会 令和4年度第2回理事会
9日 (公財) 愛媛県市町振興協会 令和4年度第2回定例理事会
13日 愛媛県社会福祉協議会第231回理事会
14日 第2回ウクライナ避難民支援協議会
20日 令和4年度第2回えひめ愛フード推進機構幹事会
22日 (公財) 愛媛の森林基金 第5回理事会
24日 愛媛県医療審議会
27日 第76回全国植樹祭愛媛県準備委員会 (第3回)
〃 (公財) 愛媛県市町振興協会 令和4年度第2回臨時評議員会
28日 (公財) 愛媛県国際交流協会 令和4年度第3回理事会
29日 愛媛県信用保証協会 2022年度第2回理事会
〃 (公財) えひめ産業振興財団 評議員会
30日 (一社) 愛媛県観光物産協会 第4回理事会
4月 6日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
13日 四国圏広域地方計画協議会担当者会議 (Web会議)
5月 9日 愛媛県行政改革・地方分権推進委員会
11日 令和5年度愛媛県消防協会 定時理事会 (第1回)
16日 令和5年度愛媛県水防協議会
19日 愛媛県租税教育推進協議会幹事会
〃 愛媛県土木協会役員会
23日 愛媛県信用保証協会 2023年度 第1回理事会
〃 令和5年度愛媛県県民総合文化祭実行委員会 (第1回)
25日 (公財) 愛媛県国際交流協会令和4年度事業報告及び決算に係る監事監査
〃 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
〃 令和5年度四国観光立県推進愛媛協議会幹事会
29日 令和5年度 (公財) 愛媛の森林基金理事会 (第2回)
6月 5日 愛媛県農業信用基金協会 定例監事監査
〃 愛媛県障がい者スポーツ協会 会計監査
6日 愛媛県租税教育推進協議会定期総会
〃 (一社) 愛媛県発明協会 令和5年度第1回理事会

- 〃 日本赤十字社愛媛県支部 令和5年度第1回評議員会
- 7日 (公財) 愛媛県市町振興協会 令和5年度第1回定例理事会
- 9日 (公財) 愛媛県国際交流協会 令和5年度第2回理事会
- 13日 愛媛県スポーツ振興会 令和5年度第1回理事会
- 〃 「ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会」 第4回総会
- 14日 (公財) えひめ産業振興財団 定時評議員会
- 15日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 20日 (公財) 愛媛県スポーツ振興事業団 令和5年度第1回評議員会
- 〃 第48回部落解放・人権西日本夏期講座
- 26日 愛媛県農業改良普及事業連絡協議会監査
- 〃 ベトナムベンチェ省訪問団歓迎レセプション
- 27日 (公財) 愛媛県市町振興協会 令和5年度定時評議員会
- 28日 (公財) 愛媛県国際交流協会 令和5年度第1回評議員会
- 7月 6日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 21日 令和5年度第1回愛媛県犯罪被害者等支援推進会議
- 8月17日 令和5年度第2回愛媛県市町総合事務組合定例議会
- 30日 (一社) 愛媛県農業会議 8月定例常設審議委員会
- 9月 7日 第62回交通安全県民大会
- 13日 令和5年度第2回愛媛県保健医療対策協議会
- 10月 4日 (一社) 内外情勢調査会松山支部懇談会
- 11日 令和5年度 第71回愛媛県社会福祉大会
- 26日 令和5年度愛媛県人口問題総合戦略推進会議
- 11月 2日 令和5年度 第2回子どもの愛顔応援県民会議
- 7日 令和5年度愛媛県人権・同和教育研究大会
- 12月 6日 厚生労働省 第172回医療保険部会 事前レク
- 8日 厚生労働省 第172回社会保障審議会医療保険部会
- 21日 令和5年度第2回愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会

(3)式典等

- 1月 4日 2023年年賀交歓会
- 3月26日 松山空港利用促進協議会 松山ーソウル線運行再開記念行事
- 25日 中村愛媛県知事へ出馬要請
- 4月16日 名誉市民 池田忠幸元愛媛県議会議長 お別れの会
- 5月11日 春の園遊会
- 20日 自由民主党愛媛県支部連合会第67回定期大会
- 30日 愛媛水平社100年記念大会
- 6月 2日 愛媛県市町村職員年金者連盟第87回総会(祝電対応)
- 7月22日 第28回全国「かまぼこ板の絵」展覧会表彰式
- 8月15日 愛媛県戦没者追悼式
- 10月 6日 令和5年度「小・中学生のふるさと学習作品展」特別賞等作品審査会

- 28日 ねんりんピック愛顔のえひめ2023 総合開会式
- 11月 3日 令和5年度愛媛県教育文化賞授賞式、令和5年度愛媛県功労賞授賞式
- 10日 松山空港利用促進協議会 松山－釜山線就航記念行事
- 〃 愛媛県観光物産協会と釜山広域市観光協会による友好協定調印式
- 12月16日 第42回障がい者福祉推進愛媛県大会

◎ 要望等

1 要 望（陳情）

・ 6月1日・2日 令和6年度 国の施策等に関する提案・要望

令和6年度政府予算の編成及び政策の決定に当たり、県並びに市町の発展にとって重要不可欠な提案・要望（項目のみ抜粋）を重点施策として取りまとめ、本会及び愛媛県、愛媛県市長会との連名により、国に対して要望を行った。

令和6年度 国の施策等に関する提案・要望

平素、愛媛県並びに県内市町の行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

現在、我が国は、新型コロナウイルス対策の新たな段階への移行、ウクライナ危機に端を発した国際情勢の不安定化、物価の高騰、想定を上回る速度で進行する人口減少、デジタル技術の進化など、複数の大きな変動要因に直面しており、これまでの延長線上で物事をとらえては乗り越えられない時代に入っていると考えています。

このため、愛媛県では、今年度から本格的なスタートを切る県政新ステージにおいて、「西日本豪雨災害からの復興と防災・減災対策」「人口減少対策」「地域経済の活性化」の3本柱に、アフターコロナへの対応を含む「新型コロナウイルス対策」、行政・暮らし・産業のあらゆる分野においてDXの推進を図る「デジタル技術の活用」の2つの基軸を加えた五つを重点施策に掲げ、「愛顔あふれる愛媛づくり」にオール愛媛でまい進して参る所存です。

また、本県を含めた日本全体の喫緊の課題である人口減少問題については、「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定し、地域や企業・事業者と力を合わせて、自然減と社会減の両面からこれまで以上に踏み込んだ抜本的な対策を展開し、極めて高い目標である令和8年の出生数8,500人の確保と転出超過の解消に全力を挙げるほか、地域を持続的に発展させるための重要なかぎをにぎるデジタル技術の活用を図るべく、昨年12月に県内4大学と覚書を締結し、連携したデジタル人材の育成・確保に力を注いでいるところです。

国におかれましては、GXやDX、スタートアップの育成等を通じた新しい資本主義の実現、従来とは次元の異なる子ども・子育て政策など、待ったなしの課題に取り組んでおられるところではありますが、本県の施策を実効性あるものとするためには、財源の確保はもとより、防災・減災対策や地域経済の活性化に欠かせない社会資本の整備、地域の実情に即した事業を推進する上での各種制度の創設や見直しなど、これまで以上に強力な国の御支援が必要です。

つきましては、本県の現状や課題をふまえ、愛媛県並びに県内市町の発展に重要不可欠な提案・要望項目を重点施策として取りまとめましたので、令和6年度政府予算の編成および政策の決定に当たりまして、格別の御理解、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

愛媛県知事	中村時広
愛媛県市長会長	武智邦典
愛媛県町村会長	佐川秀紀

《要 望 項 目》

【最重点項目】

I 人口減少対策

- 1 人口減少対策の抜本的強化について
- 2 少子化対策・子育て支援の充実について
- 3 女性活躍・仕事と家庭の両立を推進する取組の充実強化について
- 4 特別支援教育の充実に向けた支援について
- 5 教員の業務負担軽減に関する支援について
- 6 医師確保対策について
 - 〔1〕医師確保対策の充実強化
 - 〔2〕災害医療従事者の育成・確保への支援
- 7 ドクターヘリの運航に対する支援等について

II 防災・減災対策

- 8 西日本豪雨災害により被災したかんきつ産地の復興について
- 9 肱川緊急治水対策の推進について
- 10 地域の実情を踏まえた防災・減災対策の推進について
 - 〔1〕大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守るための防災・減災対策の総合的な推進
 - 〔2〕地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の推進
 - 〔3〕社会インフラの戦略的な維持管理・更新の推進
 - 〔4〕南海トラフ地震に対応した海岸保全施設整備の推進
 - 〔5〕総合的な土砂災害対策の推進
 - 〔6〕治水事業の推進
 - 〔7〕水道施設の防災対策等の推進
 - 〔8〕公共施設等の耐震化の促進
- 11 伊方発電所の安全対策の強化等について
- 12 原子力防災対策の充実・強化について
- 13 四国の鉄道の維持・活性化について
 - 〔1〕四国の新幹線の早期実現
 - 〔2〕ローカル線の維持・確保
- 14 高規格道路の整備推進について
 - 〔1〕高速道路ネットワークにおける「3つのミッシングリンク」の早期解消
 - 〔2〕高速道路ネットワークの機能強化・利便性の向上
 - 〔3〕本州四国連絡高速道路の全国共通料金の継続

III 地域経済の活性化

- 15 農林水産物の輸出拡大について
- 16 アコヤガイ大量へい死への対応について
- 17 松山空港の機能拡充について
 - 〔1〕ターミナル地域の整備促進
 - 〔2〕C I Q体制の充実・強化
 - 〔3〕進入管制空域の返還
- 18 訪日誘客支援空港に対する支援の継続・拡充について
- 19 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載について

IV デジタル技術の活用

- 20 地域で活躍するデジタル人材の育成・確保への支援について
- 21 D Xの推進を通じた地域経済活性化や諸課題解決に向けた支援の充実について
- 22 次世代のデジタル人材を育む学校D Xの推進について
 - 〔1〕教育の情報化の促進
 - 〔2〕S T E A M教育の推進と情報教育・産業教育の実践

V 持続可能な社会の実現

- 23 海洋ごみ対策について

【重点項目】

I 人口減少対策

- 24 企業版関係人口の創出・拡大について
- 25 安全・安心な教育環境整備の促進について
- 26 きめ細かな不登校対策等の推進について
- 27 愛媛大学大学院地域レジリエンス学環(修士課程)の運営支援について
- 28 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の見直しについて

II 防災・減災対策

- 29 地域全体で取り組む「流域治水対策」の推進について
- 30 大規模災害時の円滑な相互支援体制整備等のための防災業務の標準化の推進について
- 31 国家的なリスクや課題に対応した行政体制のあり方の検討について
- 32 J R松山駅付近連続立体交差事業等の整備促進について
- 33 命を守り暮らしを豊かにする港湾の整備推進について
 - 〔1〕松山港、東予港など主要港湾の整備推進
 - 〔2〕カーボンニュートラルポート(C N P)の推進に係る総合的な支援の充実
- 34 地域公共交通ネットワークの維持・確保について

III 地域経済の活性化

- 35 産業創出支援の強化について
 - 〔1〕スタートアップ支援の強化
 - 〔2〕高機能素材を活用した産業創出への支援
 - 〔3〕事業承継・第二創業等に向けた対策強化
- 36 職業能力開発施策について
 - 〔1〕地域の実情を踏まえた職業能力開発促進施策の拡充・弾力化
 - 〔2〕「若年の技能検定受検料減免措置」対象者の再検討
- 37 海事産業の支援の強化について
- 38 外国人材受入れの適正化及び円滑化と地域の実情に応じた制度の見直し・拡充について
- 39 強いえひめ農業を支える基盤整備の推進について
- 40 かんきつ産地の体質強化について
- 41 家畜伝染病に対する防疫体制の強化について
- 42 畜産経営支援対策の強化について
- 43 林業の成長産業化に向けた支援の強化について
- 44 持続可能な水産業の確立に向けた技術開発の強化について
- 45 海外における日本の地名の商標登録問題への取組強化について

- 46 地方の創意工夫を活かした自転車関連施策の総合的な推進について
- 47 次世代のトップアスリートの発掘・育成に対する支援等の充実について
- 48 障がい者スポーツ振興への支援の拡充について
- 49 地方の文化芸術施策への支援拡充について

IV デジタル技術の活用

- 50 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に係る情報通信基盤の整備促進について
- 51 愛媛大学デジタル・情報人材育成に関する支援について

V 持続可能な社会の実現

- 52 脱炭素社会の実現に向けた施策の拡充について
- 53 循環型社会の形成に向けた取組の強化について
- 54 エネルギーの安定供給の維持・確保について
 - 〔1〕再生可能エネルギーの導入促進
 - 〔2〕エネルギー対策特別会計関連交付金の充実強化
- 55 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現について
 - 〔1〕警察基盤の強化
 - 〔2〕交通安全施設更新事業の計画的な推進

・ 9月4日 「ふるさと納税」への支援に関する要望

この要望は、「ふるさと納税」による自主財源の確保は、地域の課題解決に向けた様々な政策を実現するために、地方自治体にとって重要な手段となっている。

そこで、9町のふるさと納税の納税額の増額のためには、県の強力なリーダーシップによる返礼品の開発などの支援は欠かせないことから、県知事に対し面談により要望を行った。

ふるさと納税に関する要望

平素より、各町の行政の推進に格別の御理解及び御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

想定を上回る速度で進行する人口減少に歯止めがかからない中、我々9町を含む各自治体は、それぞれの地域の実情に応じた対策を積極的に展開することが待ったなしの課題となっております。

愛媛県におかれましては、「えひめ人口減少対策重点戦略」の下、県と市町が連携して人口減少対策を進める観点から、「えひめ人口減少対策総合交付金」の創設をはじめとして様々な取組みを進めていただいているところですが、特に各町においては、厳しい財政状況等の理由から、一層の対策が求められる中であって、必ずしも十分な取組みが行えていない状況にあります。

一方、ふるさと納税は、地方自治体が自ら財源を確保し、地域の課題解決に向けた様々な政策を実現する手段として重要な役割を果たす制度となっておりますが、本県全体のふるさと納税額は年々増加しているものの、伸び悩んでいる自治体も少なくありません。

また、本年 10 月から、ふるさと納税の募集経費にかかる基準及び地場産品基準の見直しが行われることとなり、各自治体は一層厳しい環境に置かれることとなります。

そのため、県の強力なリーダーシップにより、財政規模が小さく自主財源に乏しいことに加え、人口減少の著しい我々 9 町のふるさと納税の後押しをお願いしたいと考えております。ふるさと納税額増に向けて、各町の魅力あふれる新たな返礼品の発掘や、県と町共同で取り扱う返礼品の開発などについて、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 9 月 4 日

愛媛県町村会長 河野 忠 康

・ 11月9日 「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

この要望は、「愛媛地方税滞納整理機構」に対する補助金、県職員の派遣について、引き続き県・市町が連携して、市町税・個人県民税等の徴収率向上に万全を期さなければならない。そこで、同機構を安定して運営するためには、県からの補助金及び管理職員の派遣は欠かせないことから、本会及び県市長会との連名により、県知事・県議会議長に対し面談等により要望を行った。

「愛媛地方税滞納整理機構」への支援に関する要望

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、県内の地方自治の振興発展に格別のご尽力を賜っておりますことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、愛媛地方税滞納整理機構は、県内全市町で構成する一部事務組合として、平成 18 年 4 月 1 日に設立されました。

以来、今日まで県ご当局の積極的な支援等によって市町税・個人県民税等の徴収に多大の成果を上げており、とくに機構設立後の効果額としては 17 年間で 180 億円 7 千 9 百万円余に及ぶとともに、完納件数、完納率及び徴収率ともに高い水準で順調に推移するなど、税の公平性の確保と財政難に苦慮する県内市町の財政健全化に大きく寄与しております。

しかしながら、依然として市町税・個人県民税等の滞納額は多額であり、この解消を図るとともに、納税環境を整備するためには機構の存続が不可欠であります。

つきましては、引き続き県と市町が連携して徴収率の向上に万全を期すため、次年度以降も県の補助金及び管理職員の派遣についてご支援くださいますよう、愛媛県市長会、愛媛県町村会の総意により強く要望します。

令和 5 年 11 月 9 日

愛媛県市長会長 武 智 邦 典
愛媛県町村会長 河 野 忠 康

・ 11月17日 四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望

9月28日香川県琴平町で開催された「四国四県町村長・議長大会」の決議事項については、関係方面へ文書をもって要望するとともに四県会長が上京の機会にそれぞれ強力に要望することとなったため、本県選出国會議員、各県知事、県議會議長、県主管部長・課長に面談等により実現方を要望した。

[要望書提出先]

政 府 = 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官（3人）

国 会 = 衆議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財務金融委員長、
予算委員長、参議院議長、副議長、内閣委員長、総務委員長、財政
金融委員長、予算委員長、四国四県選出衆・参国會議員

政 党 = 自由民主党（総裁、副総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長）、
公明党（代表、幹事長、政務調査会長）、立憲民主党（代表、幹事
長）、日本維新の会（代表）、国民民主党（代表、幹事長）、
日本共産党（幹部会委員長、書記局長）

そ の 他 = 全国町村会長、全国町村議會議長会会長、四国四県知事、同県議會
議長、同主管部局長・課長

令和5年11月15日

殿

四国四県町村長・議長大会

愛媛県町村会会長	河 野 忠 康	㊟
愛媛県町村議會議長会会長	三 谷 喜 好	㊟
高知県町村会会長	池 田 三 男	㊟
高知県町村議會議長会会長	筒 井 公 二	㊟
徳島県町村会会長	玉 井 孝 治	㊟
徳島県町村議會議長会会長	春 田 裕 計	㊟
香川県町村会会長	谷 川 俊 博	㊟
香川県町村議會議長会会長	井 下 良 雄	㊟

四国四県町村長・議長大会決議事項の実現方要望について（要望）

平素は、地方自治の振興発展の為格別の御指導、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る9月28日香川県琴平町において四国四県町村長・議長大会を開催し、満場一致をもって別添のとおり決議いたしましたので、これらの実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 地方税財政の充実・強化及び地方創生の推進について

(要 旨)

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、人口減少社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興、農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいる。

また、四国地方では、加速度的に進む少子高齢化や大都市圏への人口流出が地域の活力や経済活動に深刻な影響を与えており、我々、町村においても、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めているところである。

さらに、公共施設等の老朽化対策や防災・減災対策、脱炭素社会の推進など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

よって国においては、地方税財政を充実・強化し、地方創生の取組を強力に推進するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

(1) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、過疎・辺地・離島等の条件不利地域のあらゆる補助事業の補助率に地域条件を加味すること。

また、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

(2) 公共施設の除却等に関する地方債の特例措置は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理計画に基づく公共施設等の除却について、経費の90%を地方債で充当できるところであるが、自治体による地域再編整備等が円滑に実施できるよう当該地方債に対して交付税措置等の財政支援を拡充すること。

(3) ゴルフ場利用税は、所在町村特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(4) 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

(5) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により財政基盤を強化するとともに、過疎地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業の拡大、充実・強化を図ること。

(6) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を

充実・強化すること。

(7) ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、端末等の維持更新費用、学習用ソフトウェア等についても財政支援すること。

(8) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、人的・財政的支援及び情報提供を行うとともに、町村の人材育成を支援すること。

また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

(9) すべての町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。

(10) 今後、市町村事務処理にかかる標準的なシステムへの移行を推進する際には、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

2 地方創生の推進について

(1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差の是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。

(2) 町村が策定した第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

また、地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充し継続的な交付金とすること。

さらに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

(3) 4月より「こども家庭庁」が発足したが、少子化対策は総合的な取組みが必要であり、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化すること。

また、保育士の人材確保、処遇改善や乳幼児の医療費無料化を国の制度として実施するなど、子育てのしやすい環境を整えること。

(4) 地方大学や専門学校等は、地域活性化に不可欠であり、地方に若者を留める受け皿となっている。コロナ禍以降においてDXが急激に進むなか、地方から大都市圏への人の流れを変えていくために、地方大学等の魅力を高める取組に対して支援を行うなど、地方における教育機関の機能を強化し、積極的に地方の人材確保を図ること。

(5) 地方における雇用の創出のため、地域資源や強みを活かした成長産業育成のほか、ITベンチャー企業など新しい分野や商品にチャレンジする企業を積極的に支援すること。

(6) 観光産業の回復期を見据え、地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致やデジタル技術の活用による地域の内外からの消費促進を推進す

るとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、コロナ禍を契機とした観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。

また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。

- (7) 町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。

2. 医療・福祉施策の充実・強化について

(要 旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっている。

また、少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない課題となっている。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、更には「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障害福祉施策等に対する住民ニーズは、高度化、多様化している。

また、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。

また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。

- (2) 市町村が実施している子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置について、未就学児までの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額措置は平成30年度から廃止されたところであるが、本来、医療費助成は国が統一的に行うべきものであることから、未就学児までの医療費助成に係る減額措置に限らず直ちに全面的に廃止するとともに、国の制度として子どもの医療費助成制度を創設し、町村の財政状況に

関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。

また、子どもの医療費に限らず、重度障害者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施について、国と地方の役割分担や負担の在り方について、地方と十分協議すること。

また、事務処理等について引き続き丁寧な説明を行うとともに、実施に支障がないよう万全の措置を講じる他、事務負担の増に伴う人件費及びシステム改修費をはじめとする諸費用等について財政支援を行うこと。

- (5) 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組を更に推進すること。

- (6) 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。

- (7) 障害者福祉施策については、サービス確保の観点から、市町村が行う障害児・者の福祉サービスを実施するために必要な相談支援事業所の運営費補助制度を創設するなど、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討するとともに、相談支援員の確立に向けた持続可能な制度を目指すこと。

- (8) 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。

また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限考慮すること。

- (9) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、介護保険料の財政措置を増やすこと。

- (10) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国保税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。

- (11) 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。

- また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。
- (12) 国保制度改革に伴う県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。
- (13) 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実に発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。
- (14) 介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保により介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
- また、中山間地域等の条件不利地域においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- (15) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関として、重要な役割を担っていることから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないこと。
- また、今後の地域医療構想調整会議では、国が関与することなく開催され、地域医療における医療提供体制を確保するという観点から、地域住民の命と健康をどう守り続けていくかということを中心に議論すること。
- その際には地域住民、医療関係者、自治体関係者などの声を真摯に受け止めて、必要な病床を確保するという観点で議論を進めること。
- (16) 児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- (17) 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。
- 特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。
- (18) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることからグループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度における「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。
- (19) 風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。
- (20) 新たに設置されたこども家庭庁においては、自治体の意見を十分に踏まえ、あらゆる境遇の子どもや、子育てを行う親の視点に立った政策を進めるとともに、実施にあたっては町村の事務負担の軽減・予算措置を図り、速やかな情報提供に努めること。

3. 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について

(要 旨)

東日本大震災から 12 年を迎えた現在までの間、四国地方においては、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線活断層帯による大規模直下型地震、更には太平洋沿岸地域での遠地津波による被害の発生が懸念されている。

また、四国地方は急峻な山地や河川が多い地理的条件に加え、温暖化による台風の大規模化や頻発化する集中豪雨などにより、大規模な水害や土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがある。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

これらの課題に着実に対応できるよう、我々は地域住民とともに、これまでの地域の防災対策を見直す中で、想定を超えた事態にも対応できるよう、地域における支え合いの仕組みなどを早期に構築し、真に災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

よって、国においては、四国地方の実情を強く認識し、南海トラフ地震対策等防災・減災対策の充実強化を計画的かつ着実に進めるため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 南海トラフのどこで、いつ地震・津波が発生するのか予測不可能であることから、地震や津波を即時に検知できるよう南海トラフ全体での観測体制を構築し、四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。
- (3) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (4) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。
- (5) 社会資本整備総合交付金の都市再生整備計画事業などの中に、南海トラフ地震対策特別措置法における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (6) 行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設の高台移転について、必要な財政支援措置を講じること。
- (7) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策

としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、防災拠点となる都市公園の施設整備、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。

また、中山間地域における孤立防止対策など震災対策を推進すること。

- (8) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外への災害支援拠点を整備する制度を創設すること。
- (9) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォームや感震ブレーカーの設置等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (10) 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体を実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政の支援の実施、事前避難における災害救助法の適用の拡充などの措置等の充実・強化を図り、「防災対策」の実行性を確保する体制づくりを行うこと。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保するとともに、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を進めていくことの重要性等も勘案して、更なる取り組みを推進するための次期基本計画の検討を進めること。

また、「緊急浚渫推進事業」、「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、地方公共団体が「流域治水」を本格的に実践していくために必要な予算の確保と財源措置を図ること。

- (2) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所調査を進めるとともに、土砂災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。
- (3) 氾濫や越波などの水害及び土砂災害の未然防止や軽減、また災害予防が確実に実施できる仕組みを構築するとともに、河川改修事業・海岸事業・砂防事業・治山事業等の早期整備を推進すること。
- (4) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。
- (5) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。
- (6) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、地方自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。
- (7) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れ

や配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること。

- (8) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。
- (9) 災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。
- (10) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。
- (11) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域への指定変更を可能とする安全対策のための交付金などの支援措置を創設すること。

- (12) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性の無い公営住宅等の建替え等に係る一般財源相当額について、緊急防災・減災事業債の対象にする等、財政支援の更なる拡充を行うこと。
- (13) 災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援措置を創設すること。
- (14) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。

4. 四国地方の交通基盤の整備促進について

(要 旨)

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高速交通ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、災害時に緊急輸送道路の確保の面からも、極めて重要かつ根幹的な交通基盤である。

地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するため、そして、平時の救急医療をはじめ、南海トラフを震源とする巨大地震や豪雨災害等への備えなど住民が安全で安心な生活を営んでいくために、今まさに、その早急な整備が求められている。

また、四国地方における公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、加えて新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、危機感は更に高まっている。将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、我々、四国の町村にとって大きな課題となっている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、全国で唯一の新幹線空白地域である四国地方に、新幹線が整備されることは必要不可欠である。

よって、国においては、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- (1) 四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、ミッシングリンクを解消するため、一日も早い整備を図ること。
- (2) 道路整備の遅れた地方の実情を認識し、経済性や効率性のみを優先することなく、地域の孤立化を防ぎ、救助・救護活動の支援や緊急物資の輸送などにおいて、地方が必要としている道路に対して十分な予算を確保し、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。
また、道路の老朽化について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。
- (3) 中山間地域や離島地域をはじめ、地域住民が安心して暮らせる地域づくりのために、地域交通機関の運行支援に関する制度の拡充や自治体への財政支援策を強化すること。
また、地域公共交通網の維持・確保及び充実のため、経営基盤が脆弱な交通事業者に対して、経営の安定化を図られるよう必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。
- (4) 四国新幹線及び四国横断新幹線の整備計画格上げに向けた調査に関して、令和6年度予算措置を講じるとともに、新幹線整備予算を大幅増額すること。

5. 農林水産業・地域の活力創造について

(要 旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い四国地方においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩や、新型コロナウイルス感染拡大による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の实情や需要に応じて米づくりを推進すること。

(2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

(3) 各地域にとって最適な施策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金」（仮称）を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

(4) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の实情に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

(5) 木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、非住宅建築物の木造化・木質化及び設計への支援、更には建築士の育成などにより、CLTなどの国産木材の利用促進に努めること。

また、森林の資源を余すことなく活用するため、木質バイオマスの利活用の推進にも努めること。

(6) 森林・林業基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化等を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(7) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。

(8) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに、新たな事業者が参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。

(9) 森林・林業基本計画を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の实情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。

また、町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。

(10) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての森林吸収量 2.0%（2013 年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工

林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。

- (11) 一昨年改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。

また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。

- (12) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。

また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細やかな支援を実施すること。

- (13) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的検証に基づいた国際的な資源管理措置を早急に構築し、資源の持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図るよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 地域資源を活用し農商工連携や観光、更には医療や福祉とも連携して6次産業化を進め、地域の若者の雇用創設に向けた支援策を強化すること。

- (2) 日本型直接支払制度の事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

- (3) 多面的機能支払交付金については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。

- (4) 鳥獣被害対策については、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

また、鳥獣被害防止対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

さらに、有害鳥獣捕獲の従事者に対する銃刀法に基づく技能講習の免除延長や狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

- (5) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、グリーン社会の実現とともに持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

- (6) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。

- (7) 国際情勢の悪化に伴い、穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上に向け、農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化など、大胆かつ抜本的な対策を講じること。
- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで補填対策等の支援を継続・強化すること。

6. 脱炭素社会の実現に向けて

(要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015年に開かれた第21回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

わが国においては、2020年10月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言」が行われ、2021年6月には脱炭素の実現に向けた地域における移行戦略である「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。については、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

記

- (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和を行うとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的・安定的に確保すること。
- (2) 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、豊富な天然資源を有する農山漁村では再生可能エネルギーの導入を促進し、需要地に届けるための系統を増強していくことが必要であることから、送電網整備のマスタープラン策定にあたっては、再生エネルギー導入ポテンシャルが高い地域の基幹系統の増強を優先的に行うこと。

また、ローカル系統の増強にあたっては、送配電事業者と発電事業者が費

用を負担することになっているが、基幹系統の増強の際に活用予定の「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を、ローカル系統の増強にも活用するなど、より系統の増強が促進されるような施策を早期に講じること。

更には、基幹系統・ローカル系統の増強には一定の期間を要することから、それまでの間については、早期に、ノンファーム型接続の物理的な系統接続が行えるようにすること。

(4) 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援を行うとともに、唯一の新幹線空白地域となっている四国に、脱炭素社会の実現にも資する新幹線の整備促進を図ること。

(5) ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足が懸念される。資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は10%を下回っている。

エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

・ 11月15日 全国町村長大会要望35項目

11月15日に開催された全国町村長大会において満場一致で採択された要望事項について、本県の河野会長及び高門副会長等が本県選出国會議員に対して、実現方を要望した。

なお、「要望書」等（項目のみ抜すい）は、次のとおり。

要 望 書

- 1 大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化
- 2 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル社会の更なる推進
- 3 町村自治の確立
- 4 町村財政基盤の確立
- 5 デジタル化施策の推進
- 6 地方創生の実現に向けた国土政策の推進
- 7 環境保全対策の推進
- 8 地域保健医療対策の推進
- 9 少子化対策とこども・子育て政策の推進
- 10 障害者保健福祉施策の推進
- 11 介護保険制度の円滑な実施
- 12 医療保険制度の安定運営の確保
- 13 国民年金事務の一元化の実現
- 14 孤独・孤立対策の推進
- 15 教育施策等の推進
- 16 農業・農村対策の推進
- 17 林業・山村対策の推進
- 18 水産業・漁村対策の充実

- 19 道路、河川、生活環境等の整備促進
- 20 地域商工業振興対策等の推進
- 21 観光施策の推進
- 22 町村消防の充実強化
- 23 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化
- 24 参議院議員選挙における合区の解消等
- 25 エネルギー対策の推進
- 26 過疎対策等の推進
- 27 豪雪地帯の振興
- 28 半島地域の振興
- 29 離島地域の振興
- 30 人権擁護の推進
- 31 米軍機による低空飛行訓練について
- 32 北方領土の早期返還
- 33 竹島の領土権の確立
- 34 尖閣諸島海域における領海侵犯
- 35 国民保護・安全対策等の推進

◎ 行政調査

町長海外(韓国)地方行政調査

8月31日～9月2日 韓国地方部における地方自治制度その他必要事項の視察調査、現地の関係機関等へ本県各町のPRすることによる各町へのインバウンド客の増加を図ることを目的に、韓国ソウルで令和5年度町長海外行政調査を実施し、県内8人の町長が出席した。

視察先は次のとおり。

- ・ H i K R G R O U N D (ハイカグラウンド)韓国観光公社
- ・ 日本政府観光局(J N T O)ソウル事務所
- ・ 一般財団法人自治体国際化協会(C L A I R)ソウル事務所

◎ 新型コロナウイルス感染症対策

愛媛県知事より、本会会長に連絡があり、県内の9町に対して新型コロナウイルス感染症への対応のお願いを通知した。通知内容は、次のとおりである。

媛町発第247号

令和5年2月15日

各町長様

愛媛県町村会
会長 佐川 秀紀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症「医療ひっ迫警戒宣言」の解除について
県内における新型コロナウイルス感染症の感染者数は、年明け以降、減少傾向が続いており、愛媛県は本日をもって「医療ひっ迫警戒宣言」を解除する見込みです。

宣言解除後の対応方針につきましては、本日の定例会見において中村知事より発表される予定ですので、各町におかれましては当該会見をご覧いただき、今後の対応にご留意いただきますようお願いいたします。

媛町発第1404号

令和5年7月21日

各町長様

愛媛県町村会
会長 河野 忠康
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への注意喚起について

5月8日の5類移行後、県内の新型コロナウイルス感染症については、県民の皆様のご協力の下、関係各位のご尽力により落ち着いた状況が続いておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染者が県内東予地方及び中予地方において、急激に増加している傾向にあるとの中村知事の会見もあり、現状は第9波の入り口に近づいている状況として、強い危機感をもって注視している旨、連絡をいただいたところです。

各町におかれましては、お盆等の諸行事など、人流の増加によるウイルスの持ち込み、持ち帰りが懸念される夏季期間を迎え、感染者の急速な拡大に対し、基本的な感染対策の徹底に御理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【基本的な感染対策】

- 定期的な換気やこまめな手洗い、咳エチケット、流行時の3密回避、体調不良時の会食参加の見合わせなど、基本的な感染対策の日常化
- 効果的な場面でのマスク着用。特に医療機関や高齢者施設の訪問時には、マスク着用を含め施設管理者が求める感染対策に協力を
- 高齢者等の重症化リスクが高い方は、特に感染状況に留意し、流行時には人混みを避け、マスクを着用するなど、必要な感染回避行動を

◎ 自治研修等

1 令和5年度町職員研修会

令和5年度 町職員研修会実施計画

愛媛県町村会

- 1 目的 地方分権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、自治体職員に求められる役割は一層重くなっている。こうした中、地方公務員としての高い倫理観と使命感を育み、本格化する分権型社会を担うとともに、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 2 研修名 (1)新規採用職員研修 令和5年度の新規採用職員を対象(2日)
(2)初級職員研修 勤続2年~3年の職員を対象(1日)
(3)中級職員研修 勤続4年~5年の職員を対象(1日)
(4)係長職員研修 係長相当の職にある者を対象(1日)
(5)人物試験評価者講習(1日)
(6)法制執務研修(1日)
(7)管理職員研修(1日)
- 3 実施場所 (1)愛媛県県民文化会館 2階 真珠の間
実施方法 (2)~(4)愛媛県自治会館、NOSAIえひめ等
(5)オンデマンド方式
(6)・(7) eラーニング方式
- 4 研修時期 (1)新規採用職員研修 令和5年6月20日~21日
(2)初級職員研修 令和5年8~9月頃(予定)
(3)中級職員研修 -//-
(4)係長職員研修 -//-
(5)人物試験評価者講習 令和5年6月頃(予定)
(6)法制執務研修 令和5年7月頃(予定)
(7)管理職員等研修 令和5年10月頃(予定)

(1) 新規採用職員研修

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、新規採用職員研修会（新規採用職員を対象）を愛媛県県民文化会館で開催した。

研修会受講者数は83人

△ 研修実施科目・時間表

別紙

令和5年度町新規採用職員研修会日程

1日目

日 時：令和5年6月20日（火）

場 所：愛媛県県民文化会館 2階 真珠の間

研修時間	研修テーマ・講師		
9:20～ 9:40	受 付・開 場		
9:40～ 9:50	開 会		
9:50～10:20	会長講話	愛媛県町村会長	
10:30～12:00	「自己啓発・マナー」	全日本作法会	山辺 桂子 氏
12:00～13:00	休 憩		
13:00～14:30	「電話応対」	テルウェル西日本	祁答院 千秋 氏
14:45～16:15	「公文書の作成と扱い方」	愛媛県市町振興課 主幹	渡邊 浩樹 氏

2日目

日 時：令和5年6月21日（水）

場 所：愛媛県県民文化会館 2階 真珠の間

研修時間	研修テーマ・講師		
10:10～10:30	受 付・開 場		
10:30～12:00	「公務員のあり方」	愛媛県市町振興課 主幹	古田 啓治 氏
12:00～13:00	休 憩		
13:00～14:30	「地方自治・財政・税のしくみ」	愛媛県市町振興課 係長	米田 祐司 氏
14:45～15:45	「地方公務員共済制度」	愛媛県市町村職員共済組合 課長補佐	北村 知子 氏
15:50～	閉 会		

(2) 初級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、初級職員研修会（勤続2年～3年の職員を対象を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は45人

△ 研修実施科目・時間表

別紙

令和5年度初級職員研修会日程

1日目

日 時：令和5年8月22日（火）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受付・開場
10:20～10:30	開会
10:30～12:00	「地方公務員制度」 愛媛県市町振興課 主幹 渡邊 浩樹 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「地方自治制度」 愛媛県市町振興課 係長 米田 祐司 氏
14:40～16:10	「地域おこし」 ミカタスイッチ株式会社 社長 納堂 邦弘 氏

2日目

日 時：令和5年8月23日（水）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:30	受付・開場
10:30～12:00	「地方財政制度」 愛媛県市町振興課 係長 近藤 恭平 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「クレーム対応」 テルウェル西日本 祁答院 千秋 氏
14:40～16:10	「選挙制度」 愛媛県市町振興課 係長 中田 教夫 氏
16:10～16:20	閉会

(3) 中級職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、中級職員研修会（4～5年の職員を対象）をNOSAI えひめで開催した。

研修会受講者数は47人

△ 研修実施科目・時間表

令和5年度中級職員研修会日程

中級職員研修会

日 時：令和5年10月2日（月）

場 所：NOSAI えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受 付・開 場
10:20～10:30	開 会
10:30～12:00	「防災について」 愛媛大学大学院 教授 森脇 亮 氏
12:00～13:00	休 憩
13:00～14:30	「民間に学ぶ(コーチング)」 (株)ONDO 代表 代表 谷 益美 氏
14:40～16:10	「プレ管理職研修～効率的な仕事をする上で抑えるべきポイント」 (株)TKP 岡本 陽 氏
16:20～16:30	閉 会

(4) 係長職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、係長職員研修会（係長の職員を対象）をNOSA I えひめで開催した。

研修会受講者数は37人

△ 研修実施科目・時間表

令和5年度係長職員研修会日程

係長職員研修会

日時：令和5年10月3日（火）

場所：NOSA I えひめ 5階 会議室

研修時間	研修テーマ・講師
10:00～10:20	受付・開場
10:20～10:30	開会
10:30～12:00	「官民連携による観光まちづくり」 (株)いよぎん地域経済研究センター 孫 璇 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	「Z世代の部下とのコミュニケーション」 (株)TKP 岡本 陽 氏
14:40～16:10	「一管理職としての意識づけ、一プレーヤーとしての意識づけ」 愛媛県市町振興課 課長 知念 良輝 氏
16:10～16:20	閉会

(5) 人物試験評価者講習

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、人物試験評価者講習（町の面接試験担当者を対象）は、昨年度に引き続き、参集形式での開催は中止し、各町においてオンデマンド方式で視聴する研修会を「実施要領」により開催した。

「優れた人材を確保するために」

公益財団法人日本人事試験研究センター

研修講師 武廣 巖 氏

令和5年度人物試験評価者講習実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

近年、町の職員採用試験において、人物重視の観点から、面接試験の比重が高まっている。一方、面接試験は、面接者の主観的判断が働きやすいため、面接者相互間で評価結果が異なる場合があるなど、その弱点も指摘されている。

このことから、面接試験の基礎知識、質問の技法、評価の技法を修得することにより、今後の面接試験の適切な実施に寄与することを目的とする。

2 研修動画配信期間 令和5年6月21日（水）～令和5年7月28日（金）

3 研修講師

公益財団法人 日本人事試験研究センター

4 研修受講対象者

面接試験官及び面接試験担当者

(6) 令和5年度法制執務研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、法制執務研修会（町の法制執務担当職員およびこれに準ずる職員を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、25人

令和5年度法制執務研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

町の法制執務担当職員として必要な条例、規則の立案、解釈等の知識を修得することにより、当該町の法制の整備充実に資することを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和5年10月18日（水）～令和5年12月17日（日）

3 研修講師

株式会社ぎょうせい法制ソフト課 山下 勝弘 氏

4 研修受講対象者

法制執務担当職員およびこれに準ずる職員
（法令の読み方等基礎知識の習得に関する研修とし、原則として初心者を対象とする）

5 研修経費

受講者3名までについては本会が負担し、受講者が4名以上の場合は、3名を超える人数から1人につき7,040円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

6 その他

- (1) eラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。
- (2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(7) 令和5年度管理職員研修会

本年度の「町職員研修会実施計画」に基づき、管理職員研修会（副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者を対象）を「実施要領」により開催した。

研修会受講者数は、37人

令和5年度管理職員研修会実施要領

愛媛県町村会

1 研修目的

人事・労務管理職員等に対する人材育成・人事評価制度の重要性を意識付け、管理職員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 「ぎょうせいeアカデミー」eラーニング視聴可能期間

令和5年12月20日（水）～令和6年2月19日（月）

3 研修科目 「パワハラを許さない」

(1) より厳しくパワハラ防止が公務員に求められる理由

パワハラはなぜ許されないのか、自治体職員に適用されるパワハラ防止規程、自治体職員に求められる行動規範

(2) 公務員に求められる基本的心構え

基本的心構え

(3) 公務員に適用されるパワハラの定義(人事院規則)

パワハラの定義(人事院規則)、注意点、要件①職務に関する優越的な関係を背景に行われるもの、要件②「職員の人格や尊厳を害する」又は「職員の勤務環境を害することとなる」もの、要件③業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの

(4) パワハラに該当する言動

パワハラに該当する言動、典型例1～7

(5) パワハラを巡る誤解

パワハラを巡る誤解、誤解1～3

(6) 公務職場からパワハラをなくすには

公務職場からパワハラをなくすには、個人だけでなく組織を変える。
公務組織が持つ特性1～3、パワハラをしないために

(7) 相談員に指名されたら

相談員に指名されたら、相談者への対応、行為者への対応、問題処理

4 研修講師

元人事院公務員研修所主任教授 高嶋 直人 氏

5 研修受講対象者

副町長及び人事・労務管理担当（議会事務局・教育委員会を含む）部課の管理職員または人事担当者

6 研修経費

受講者5名までについては本会が負担し、受講者が6名以上の場合は、5名を超える人数から1人につき3,300円（税込）を、各団体においてご負担くださいますようお願いいたします。

7 その他

- (1) eラーニングでの研修方法としており、株式会社ぎょうせいから、配信期間の前日に受講者のメールアドレスにURL等が送付されます。
- (2) 送付されたURL等の使い回しは禁止されておりますので、必ず受講される方全員の名簿をご提出ください。

(8) 令和5年度副町長・総務部課長研修会

11月10日午後4時からNOSAI えひめで令和5年度副町長・総務部課長研修会を開催し、県内18人の副町長・総務課長が出席した。

△ 次第

令和5年度 副町長・総務部課長研修会 次 第

令和5年11月10日(金) 16:00

NOSAI えひめ(愛媛県農業共済組合) 5階会議室

1. 開 会

2. 代表幹事あいさつ 代表幹事 佐 藤 理 昭

3 研 修

○演 題 地方分権改革に関する提案募集方式について (16:05~17:05)

講 師 内閣府地方分権改革推進室

参事官 寺 本 久 幸 氏

4 閉会のことば 幹事 濱 松 一 良

5 閉 会 (17:10)

◎ 令和5年12月末、積立金並びに会計現況

1 積立金

・ 振興基金積立金	342,615,000円
・ 災害見舞金基金積立金	24,544,000円

2 会計現況

・ 歳入累計額	55,015,813円
・ 歳出累計額	25,825,167円
・ 歳入歳出累計額	29,190,646円

◎ 全国町村会総合賠償補償保険事業

加入状況及び支払実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 団体生命共済（弔慰金）事業

加入状況及び給付実績は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 任意共済保険事業

加入状況及び給付状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 個人年金共済保険事業

加入状況は別冊「災害共済関係事業の統計資料」に掲載のとおり。

◎ 令和４年度軽自動車税申告書取扱状況

軽自動車税申告書データの取り扱いについては、平成１９年４月から電算化を導入、事務処理は、一般社団法人軽自動車協会愛媛県事務所へ委託し、取扱件数等は年度単位で把握することとなった。

令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの件数は次のとおり。

申告書種別	取扱件数（枚）
軽自動車税申告書（新規分）	３５，１９０
軽自動車税廃車申告書	２８，３１４
軽自動車税変更申告書（移転・変更分）	９３，４５１
合計	１５６，９５５

なお、令和５年３月末現在、１０市７町が電算化を導入しており、その市町は次のとおり。

- ・市 松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市
四国中央市、西予市、東温市
- ・町 松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

◎ 町行財政状況等の調査

町における行財政状況および特定事項（全国町村会・他県町村会等の依頼も含む）について、下記のとおり調査を実施した。

- 4月18日 町村長等の給料月額調査について（全国町村会）
- 5月10日 令和6年度政府予算編成及び施策に関する要望（案）」の意見照会について（全国町村会）
- 8月29日 町村長名等の照会について（全国町村会）
27日 町長等の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調（本会）
- 10月11日 令和5年7月7日からの大雨災害に伴う被災団体への中長期の職員派遣要望（令和5年度分）について（全国町村会）
- 11月22日 令和6年度における被災市町村に対する職員等の派遣及び元職員等の情報提供について（全国町村会）

その他、随時、町長、研修、視察の先進地（県内、県外）の調査および各種検討事項等に関する意見を提出するなど回答を行った。

◎ 令和5年度町職員採用試験統一実施

令和5年度町職員採用試験については、次項「実施要領」により、本会での試験問題集等の関係諸資料の取り扱いを、平成2年度から期日統一実施のみ対応することとなり本年度で34回目となり、実施町は次のとおり。

<第1回 7月 9日>

松前町 砥部町 伊方町 鬼北町 愛南町

<第2回 9月17日>

久万高原町 松前町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町

<第3回 10月15日>

伊方町 松野町

令和5年度愛媛県町職員採用試験統一実施要領

1 提供問題集の種類

(1) 教養試験

(Standard I・II、Logical I・II、Light)

(2) 社会人試験

(社会人基礎試験(EA・EBセット)、事務能力基礎試験)

(3) 専門試験

(土木、建築、保育士、保健師他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

(4) 各種検査

(事務適性検査(Q)他試験問題ご利用案内P.11記載の通り)

2 受付期間および場所

(1) 受付期間 町において決定するが概ね次のとおりとする。

・第1回(高卒を除く)

自 令和5年 5月26日 至 令和5年 6月 2日

・第2回

自 令和5年 8月 4日 至 令和5年 8月10日

・第3回

自 令和5年 9月 1日 至 令和5年 9月 8日

(2) 場 所 各町役場

3 試験日時および場所

(1) 統一試験日時

・第1回 令和5年 7月 9日(日) 午前9時以降に開始

・第2回 令和5年 9月17日(日) 午前9時以降に開始

・第3回 令和5年 10月15日(日) 午前9時以降に開始

(2) 試験開始時刻について

試験開始時刻の違いによる受験者間の問題情報の交換を防ぐため、教養科目（Standard-I・II、Logical-I・II、Light、社会人基礎試験、事務補助職一般試験）及び専門科目の開始時刻は、次のように設定してください。

- ・教養科目 午前（9時以降に開始）
- ・専門科目 午後（正午から13時30分までの間に開始）

※ 専門試験と各種検査は、希望により実施する。

(3) 場 所 町が決定した場所

4 受験資格

町において決定するものとするが、概ね次のとおりとする。

上 級	中 級	初 級
平成 6年4月2日から 平成14年4月1日まで に生まれた者	平成12年4月2日から 平成16年4月1日まで に生まれた者	平成14年4月2日から 平成18年4月1日まで に生まれた者
学歴は問いません	学歴は問いません	学歴は問いません

※「令和6年3月に高等学校を卒業する方」を対象とする採用試験については、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせにより、令和5年9月16日以降に実施していただくことになっております。

5 試験問題集等諸用紙

- (1) 試験問題集等の申し込みは、日程表の期日までに概数をFAX又はE-mailで連絡。
(様式1<概数申込書>)
- (2) 試験問題集の確定数を、日程表の期日までに本会へ申し込み。
(様式2<試験問題集申込書>)
- (3) 本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ申し込み。
- (4) 試験問題集等の発送は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から到着次第、本会から実施町の人事担当課課長あて「簡易書留」で郵送。
(様式3<試験問題集等諸用紙送付書>)
- (5) 試験問題集等の受領について、本会あてFAXにて送付。
(様式4<試験問題集等諸用紙受領書>)

(なお、この試験問題の他に町自体の問題（作文等）を加えても差し支えな

い。)

6 解答用紙および問題集の返送

町の人事担当課の責任者、または、代理者は、試験終了後用紙確認のうえ、直ちに「書留速達郵便・セキュリティ付きゆうパック」で本会あてに郵送または持参。(本会が一括して、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送付。)

7 採点と結果

(1) 採点は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」において行う。

(2) 結果は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」から本会へ一括送付されてきた受験者の成績結果①択一得点度数分布表、②高得点順受験者一覧、③受験番号順受験者一覧を各実施町毎に本会から回送。

8 合格発表

前述の採点結果に基づき各実施町で行う。

9 経 費

試験問題の作成経費および採点等の結果処理経費は、「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ、受験予定者1人当たり教養800円・専門1,200円等を実施町が支払うものとする。

(なお、送金方法は、試験終了後、町から本会へ送金。一括して、本会から「公益財団法人日本人事試験研究センター」へ送金。)

10 その他

この統一試験日以外の日程で試験実施希望にあつては、「公益財団法人日本人事試験研究センター」(東京都新宿区片町4番3号 電話03-5363-9161 FAX03-5363-9165)へ、実施町から直接申し込み等を行うこととする。(別添「試験実施ご利用案内」P.24~37を参照)

＜令和５年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第１回）の日程表＞
 （令和５年７月９日（日） 試験実施） 愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R5. 5. 19(金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	5. 26(金) ～ 6. 2(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更してもよい）	町で取りまとめる
3	6. 8(木)	試験問題集の申し込み（概数）	町→本会
4	6. 9(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	6. 15(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	6. 16(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	7月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	7月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町
9	〃	受領（電話 F A X）	町→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	7. 9(日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	7.10日正午までに必着で 発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	7. 12(火)	〃	本会→センター
14	7. 15(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	7. 15(水)頃	〃	本会→町
16	8月初旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和5年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第2回）の日程表＞
 （令和5年9月17日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R5. 7. 28 (金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	8. 4 (金) ～ 8. 10 (木)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更し てもよい）	町で取りまとめる
3	8. 16 (水)	試験問題集の申し込み	町→本会
4	8. 17 (木)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	8. 24 (木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	8. 25 (金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月初旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	9月中旬	〃 送付（書留で郵送）	本会→町
9	〃	〃 受領（電話FAX）	町→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	9. 17 (日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	9.19日正午までに必着で発 送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	9. 20 (水)	〃	本会→センター
14	9. 27 (水) 頃	採 点 結 果	センター→本会
15	9. 28 (木) 頃	〃	本会→町
16	10月初旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

＜令和5年度愛媛県町職員採用試験の統一実施（第3回）の日程表＞
 （令和5年10月15日（日） 試験実施）愛媛県町村会

月	日	事 項	備 考
1	R5. 8. 25(金)	試験の告示（概ね）	町で行う
2	9. 1(金) ～ 9. 8(金)	試験申し込みの受付 （ただし、期間は実施町において変更し てもよい）	町で取りまとめる
3	9. 14(木)	試験問題集の申し込み	町→本会
4	9. 15(金)	[試験実施計画書]	本会→センター
5	9. 21(木)	[試験問題集の申し込み（確定数）]	町→本会
6	9. 22(金)	[試験諸用紙発送依頼書]	本会→センター
7	9月下旬	試験問題集等諸用紙の発送	センター→本会
8	10月初旬	送付（書留で郵送）	本会→町
9	〃	受領（電話FAX）	町→本会
10	〃	[試験諸用紙受領確認書]	本会→センター
11	10. 15(日)	[試験日 教養・午前10:00~12:00]	町で実施
12	10.16日正午までに必着 で発送又は持参	解答用紙および問題集等の返送	町→本会 （書留速達で郵送又は持参）
13	10. 18(水)	〃	本会→センター
14	10. 20(金)頃	採 点 結 果	センター→本会
15	10. 23(月)頃	〃	本会→町
16	10月下旬	合 格 発 表	町で行う
17	試験終了後	経 費 の 送 金 （申込部数1部当たり教養800円等）	町→本会

注）実施町は→町、公益財団法人日本人事試験研究センターは→センターと略記した。

◎ 配付資料

- 1 令和4年度愛媛県町村会一般会計補正予算（第1号）
- 2 令和5年度本会事業計画
- 3 令和5年度本会会費の分賦方法について
- 4 令和5年度本会一般会計予算
- 5 令和5年度本会特別会計予算
- 6 令和5年度全国町村職員生活協同組合愛媛県支部予算
- 7 愛媛県町村会第76回定期総会次第
- 8 愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会定期総会日程
- 9 各団体役員就任状況一覧表
- 10 全国町村会主催による「地域のための脱炭素セミナー（第3回配信）」のお知らせ
- 11 令和5年地方分権改革に関する提案募集について
- 12 令和5年度全国町村会デジタル創発塾募集要項
- 13 ねんりんピック愛媛のえひめ2023の協力依頼について
- 14 「第76回全国植樹祭(令和8年春 開催予定)について」
- 15 愛媛県救急安全センター事業(#7119)について
- 16 令和5年度町等公平事務委託費負担金額表（案）
- 17 令和5年度事務局体制について
- 18 令和5年度四国四県町村長・議長大会開催要綱（案）
- 19 令和5年度町職員研修会実施計画
- 20 国内外の先進自治体視察研修会(町長国内外行政調査)実施について
- 21 全国町村会主催による「地域のための脱炭素セミナー（第4回配信）」のお知らせ
- 22 令和4年度本会一般会計歳入歳出決算書
- 23 令和4年度本会特別会計歳入歳出決算書
- 24 令和4年度本会特別会計利益処分
- 25 県・市町連携によるふるさと納税増加策
- 26 町長海外行政調査(韓国)について
- 27 令和5年度サマージャンボ宝くじ
- 28 令和5年度クイックワン
- 29 令和5年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第1報)
- 30 山の恵み商談会・販売会
- 31 全国町村会長の選挙について
- 32 2023年諸課題（男女平等推進・人員確保・労働安全衛生闘争・定年延長関連等）の申し入れ
- 33 ふるさと納税の要望書について
- 34 ドキュメンタリー映画「若者は山里をめざす」上映会&トークセッションの開催について
- 35 「地域農政未来塾」第8期生募集要項
- 36 「総合経済対策」の早期の執行について
- 37 全国の市区町村長と河野デジタル行財政改革担当大臣とのオンライン対話（第2回）の開催について
- 38 令和5年度全国町村長大会前後の関係団体大会・会議等予定一覧表(第2報)
- 39 町村長等の給料月額調査（冊子）

- 40 令和5年度基準財政需要額・基準財政収入額・財源不足額の調(冊子)
- 41 「2024年版 町村長手帳」
- 42 2024年年賀交歓会のご案内について
- 43 町長の給与ならびに議会議員各種委員等の報酬額調
- 44 すべての労働者の生活改善につながる大幅な賃金引き上げと適正人員配置による労働時間縮減、快適な職場環境を 求める「要求書」
- 45 自治体職員の賃金・労働条件の改善に関する要求
- 46 令和6年度四国四県町村長・議長大会について
- 47 令和5年度災害共済・保険事業加入推進運動実施要綱
- 48 令和5年度全国町村職員生活協同組合共済事業加入推進運動実施要綱
- 49 試験と研究 第69号～第70号(公益財団法人日本人事試験センター発行)(冊子)
- 50 採用試験情報 第001号(公益財団法人日本人事試験センター発行)(冊子)
- 51 町村週報(全国町村会発行)(第3225号～第3264号)
- 52 町会報えひめ(本会発行)(第165号～第176号)

(注) 以上配付資料については、他団体からの回送分を含む